安城市監査公表第４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１５項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和４年１月２８日

安城市監査委員　中　村　誠　一

安城市監査委員　野　場　慶　徳

１　令和３年安城市監査公表第２３号（公表日令和３年１２月２３日）関係分

２　措置の状況　学校教育課（令和４年１月５日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
資金前渡金が支払後３か月を経過しても精算されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。
措　　置　　状　　況
資金前渡金による精算事務について、１０月１８日に課内回覧にて周知をするとともに、関係書類に精算事務を行うよう覚書を行った。また、資金前渡金について、係長が定期的に精算状況の確認を実施する。